安心の保証、保険

●地盤保証（10年間）

地盤調査データーに基づき、JHSが判定をした基準仕様に則った施工がされ、JHSの品質基準に適合していると判断できた場合に、その旨を保証します。
水平長に対し、5/1000以上の不同沈下が起きた場合、不同沈下に起因する建物の損害等を10年間、5000万円を限度としてお施主様へ対応をします。

●しろあり保証（10年間）

シロアリ対策には、JOTOキソパッキング工法で、自信があるから10年間最高500万円の長期安心補償です。

●耐震保証（10年間）

万が一、スパースとロング構造体バリューで建築した家が地震の揺れにより全壊した場合、最高2,000万円まで建替え費用の一部を負担します。

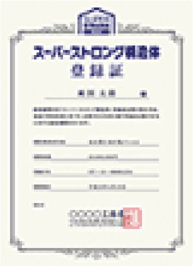

●住宅瑕疵担保責任保険（10年間）

（財）住宅保証機構　→　まもりすまい保険
（株）住宅あんしん保証　→　あんしん住宅瑕疵保険
（株）日本住宅保証検査機構　→　JIOわが家の保険

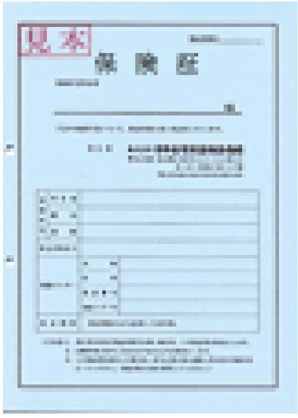

保険対象範囲

品確法第94条第1項及び第95条第1項に基づく瑕疵担保責任（構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に関して）を負うことによって被る損害（住宅の基本的な耐力性能若しくは防水性能を満たす場合を除きます）について10年間の瑕疵担保責任の範囲が保険の対象となります。

保険の対象となる基本構造部分（例）

品確法に基づき定められた、構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に関する瑕疵担保責任の範囲が対象となります。

構造耐力上主要な部分

住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材、その他これらに類するものをいう）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう）で、当該住宅の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものとする。

雨水の浸入を防止する部分

① 住宅の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具
② 雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分

■ 木造：在来軸組工法 戸建て住宅の例

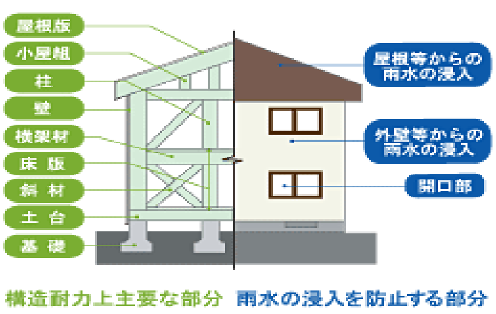

■ 鉄筋コンクリート造：壁式工法 共同住宅の例

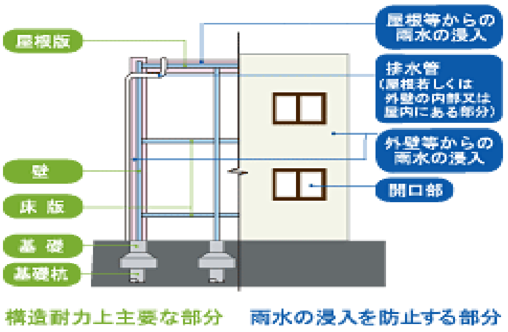

※詳しい保険対象範囲は保険取次店（事務機関等）又はJIOまでご確認ください。